

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淳風会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、顧問、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 当法人の全理事の報酬総額は、年間35,000,000円以内とする。

3 当法人の全監事の報酬総額は、年間238,000円以内とする。

4 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表1に定める額

(2)賞与については、別表2に定める額

(3)退職手当については、大阪府民間社会福祉事業従事者共済会に加入し支給する。詳細は別表3に定める算式により算出される額

(4)通勤手当については、職員給与規程第14条の規程に準ずる額

(5)常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表4に定める額の交通費、日当、宿泊料を支給する。

5 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表5に定める額

(2)非常勤役員が職務のため出張をしたときは、別表6に定める額の交通費、日当宿泊料を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく

役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)報酬については、当月1日～当月末日をもって締め切り、翌月25日に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

(2)賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十五条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 現行の役員費用弁償規程を2002年6月1日施行。

- 第1次改定 2006年3月25日
- 第2次改定 2008年3月24日
- 第3次改定 2013年3月22日
- 第4次改定 2016年11月25日

現行の役員報酬規程を2008年4月1日に施行。

上記、両規程を統合し本規程とする。

本規程は2017年3月24日より施行する。

第1次改定 2020年3月19日（実施 2020年3月19日）

第2次改定 2021年2月19日（実施 2021年4月1日）

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,500,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

団体名	算定式
大阪府民間社会福祉事業従事者共済会	<p>【第一退職給付金制度】 算定基準額×退職給付金給付率</p> <p>【第二退職給付金制度】 ※算定期間が1年以上の者 算定第二給付基準額×第二退職金給付乗率</p>

別表4（常勤役員等の旅費）

交通費	日当	宿泊料
実費	4,000 円	12,000 円

別表5（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 7,000 円

上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費
---------------------	------------------

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

(3) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

(4) 顧問

	報酬の額
理事会等会議への出席	無報酬
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	無報酬

(5) 評議員選任・解任委員

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への出席	日額 7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	時給 2,500 円＋実費交通費

別表 6（非常勤役員等の旅費）

(1) 評議員

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(2) 理事

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(3) 監事

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円

(4) 顧問

交通費	日当	宿泊料
実費	無報酬	無報酬

(5) 評議員選任・解任委員

交通費	日当	宿泊料
実費	11,000 円	12,000 円